

アイデアクラブ会員規約

第1条（名称と運営）

当団体はアイデアクラブと称し、I.D.E.社労士塾が運営を担当します。I.D.E 社労士塾の住所は、東京都新宿区高田馬場4-9-9 早稲田13時ホールビル3Fです。

第2条（目的）

アイデアクラブは、第6条に定めるアイデアクラブ会員（以下「会員」といいます。）が、社会保険労務士に関する情報の交換及び会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（活動内容）

アイデアクラブは、次の活動を行います。

1. 会員限定メーリングリストによる情報交換

なお、メーリングリストにより知り得た情報を外部に漏洩・公開することは禁止します。また、会員個人の利益をはかる為の情報（セミナー案内・書籍紹介等の営業活動など）をメーリングリストに掲載することはできません。

2. 定期研修会（法改正ゼミを含む）

なお、他団体において社会保険労務士受験校など I.D.E 社労士塾の業務と同様の分野で活動されている会員は法改正ゼミには参加できません。

3. その他アイデアクラブの目的にふさわしい活動

第4条（事務局）

アイデアクラブの事務局は I.D.E 社労士塾に置きます。

第5条（入会資格）

入会資格は、合格した社会保険労務士試験の試験日の前日において、合格した年の社会保険労務士試験に向けて開講していた I.D.E 社労士塾の長期ゼミのうち、基本テキストを使用する講座を受講していた者及び答案練習ゼミを受講していた者（答案練習ゼミを受講していた者については、前年において基本テキストを使用する講座を受講していた者であって、かつ、通算して5年以上基本テキストを使用する講座を受講した者）に限ります。なお、過去にアイデアクラブの会員であった者は、退会后2年以内に限り入会手続を得て再入会できるものとします。電子メールによる情報交換・連絡となりますので、メールアドレスを取得していない方、メーリングリストへの参加を希望されない方は入会できません。

第6条（会員）

第5条による入会資格を持つ者が、第9条の年会費を振り込み、第10条の手続きにより申込みを行うことにより、翌年度の会員期間中、アイデアクラブ会員となります。

第7条（譲渡の禁止）

本会の会員資格を第三者に譲渡することはできません。

第8条（会員期間）

会員期間は、毎年1月1日から12月31日までとします。

第9条（会費）

会費は、年会費制で毎年1月から12月までにつき、1,500円とします。

第10条（入会及び更新の申込み）

1. 入会及び更新の申込みは、社会保険労務士試験の合格発表の翌日から当該年12月までの間で、I.D.E社労士塾が指定した期間とします。
2. 入会及び更新の手続きは、指定銀行口座に会費を振り込み、インターネット経由で申し込み・登録を行うことにより完了となります。なお、振込手数料については会員の負担とします。
3. 会員期間途中での入会及び再入会は理由のいかんにかかわらず認めません。

第11条（退会）

次のいずれかに該当した場合は、退会となります。なお、会期途中で退会した場合でも、会費は返還されません。

1. 退会の意思を表明した場合
2. 指定期日までに更新手続きをしなかった場合
3. 情報漏洩・個人的営業活動等MLの利用についてふさわしくない行為をした場合
4. その他イデアクラブの目的・活動方針にそぐわない行為をした場合
5. 前各号による退会については、I.D.E社労士塾がその取扱いを判断します。

第12条（その他）

規約に規定されていない事項については、I.D.E社労士塾がその取扱いを判断します。

第13条（規約の実施日）

1. 本規約は、平成10年3月1日実施します。
2. 本規約は、平成13年1月1日改定、実施します。
3. 本規約は、平成14年1月1日改定、実施します。
4. 本規約は、平成16年1月1日改定、実施します。
5. 本規約は、平成17年1月1日改定、実施します。
6. 本規約は、平成18年1月1日改定、実施します。
7. 本規約は、平成19年1月1日改定、実施します。
8. 本規約は、平成20年1月1日改定、実施します。
9. 本規約は、平成21年1月1日改定、実施します。
10. 本規約は、平成22年1月1日改定、実施します。
11. 本規約は、平成25年11月1日改定、実施します。
12. 本規約は、平成26年11月1日改定、実施します。